平成２９年（フ）第７３２号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地54棟907号（従前の住所）神戸市中央区二宮町１丁目14番27―904号、営業所の所在地神戸市中央区若菜通６丁目１―２
債務者　金澤工芸こと　金澤　義雄
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７号
熊本県荒尾市大島1600番地　浜田アパート201号
債務者　前嶋　錦妹
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第４１号
熊本県荒尾市万田387番地14
債務者　道脇　千鶴（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第５２９号
神奈川県厚木市関口78番地
債務者　恵津　卓也
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４０５号
神奈川県平塚市山下460番地の６　パストラル山下Ｉ201号、前住所神奈川県平塚市徳延490番地の38
債務者　髙麗　正幸
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４０６号
神奈川県平塚市山下460番地の６　パストラル山下Ｉ201号、前住所神奈川県平塚市徳延490番地の38
債務者　髙麗　光子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０５号
神奈川県小田原市久野2174―３、住民票上の住所神奈川県平塚市南豊田10番地の７
債務者　米山　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４８号
千葉県松戸市新松戸１丁目65番地の１　ベルグ新松戸202号
債務者　長嶺　則之
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７７号
千葉県松戸市竹ケ花228番地　リバブル松戸504号
債務者　**藤**田　正宏
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５９７号
千葉県松戸市日暮３丁目６番地の３　松戸市営八柱住宅603号
債務者　篠﨑はつ子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６１１号
千葉県松戸市常盤平陣屋前17番地の４
債務者　大野　由紀（旧姓名畑目）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３０号
千葉県松戸市五香南１丁目３番地の５
債務者　名木　教子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４５号
千葉県松戸市常盤平２丁目４番地の４　第２染谷荘103号
債務者　松木　洋一
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５５号
千葉県松戸市新松戸４丁目105番地　菊水コーポ301号
債務者　大宅　康弘
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３９７号
神奈川県秦野市ひばりケ丘５番13号　ひばりハイツＣ201号
債務者　平良　美喜
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５６０号
神奈川県足柄下郡箱根町畑宿222番地、住民票上の住所神奈川県中郡二宮町中里711番地の３　Ｋフォーリストハイツ Ａ102号
債務者　加藤　博規
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部